

第3次奈義町男女共同参画基本計画

なぎういずぶらん



～活力と笑顔があふれるまち 奈義町～



令和3（2021）年3月

奈 義 町

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画策定の背景	3
第3章 計画の体系	5
第4章 計画の内容	9
第1節 男女共同参画基本計画	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	9
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	11
基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される社会の構築	14
基本目標Ⅳ 多様な生き方を基礎とする活力あふれる地域社会づくり	17
第2節 DV 対策基本計画	
基本目標Ⅰ 暴力の未然防止・再発防止のための取組推進	23
基本目標Ⅱ 被害者の保護・自立に向けての支援	24
基本目標Ⅲ 関係機関等との連携・協力の推進	27
第3節 女性活躍推進計画	
基本目標Ⅰ 女性の職業生活における活躍の推進	28
基本目標Ⅱ 計画の策定	30
基本目標Ⅲ 女性が活躍する協働のまちづくりの推進	30

参考資料 「奈義町男女共同参画推進条例」

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

岡山県では、平成13（2001）年の「岡山ウィズプラン21」から平成28（2016）年の「第4次おかやまウィズプラン」まで5年間ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、様々な施策を推進してきました。

さらに、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢も変化するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に「第5次おかやまウィズプラン」を策定しました。

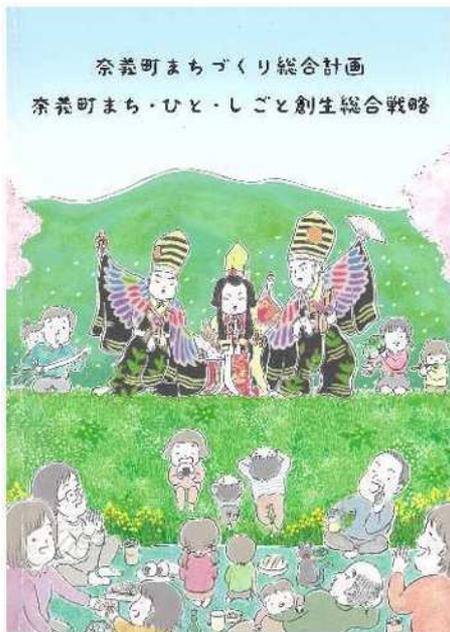
奈義町では、従来から女性行政・人権行政・教育行政・保健行政など各分野での画一的な施策推進が行われてきたところですが、今後の施策推進を積極的に図るためには、横断的取り組みを推進する必要があることから、県の「第5次おかやまウィズプラン」、「奈義町まちづくり総合計画」そして、「奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りつつ、平成21年12月に制定された「奈義町男女共同参画推進条例」を機軸とし、今回、新たに「第3次奈義町男女共同参画基本計画なぎういずぷらん」を定め、地域における男女共同参画社会を実現するため計画を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「岡山県男女共同参画の推進に関する条例」第10条に基づく県の基本計画に基づき奈義町における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするため奈義町男女共同参画推進条例第8条に定める計画とします。
- (2) この計画は、県の「第5次おかやまウィズプラン」並びに「奈義町まちづくり総合計画」と「奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図り、現状の課題と基本的な施策の方針を示したものです。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく推進計画とします。
- (4) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく基本計画とします。
- (5) この計画は、社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行い、常に改善を図っていくものとします。

3 計画の期間

この計画の期間は、奈義町男女共同参画推進条例第9条に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じ随時見直しを行うものとします。



「奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

- 令和2年3月策定
- まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力のあるまちづくりを推進することを目的とする計画
- 期間：第2期 令和2年度～令和6年度の5年間

「奈義町まちづくり総合計画」

- 令和2年3月策定
- 基本構想
町の目指すべき将来像やあるべき姿の目標
令和2年度～令和11年度 10年間
- 基本計画
基本構想を実現するための具体的な取り組み
前期： 令和2年度～令和6年度 5年間
後期： 令和7年度～令和11年度 5年間

第2章 計画策定の背景

1 計画の背景

(1) 国際社会の取り組み

国際連合（以下「国連」という。）においては、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とし、各国の取組の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、昭和60（1985）年には、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。また、平成7（1995）年に開催された「第4回世界女性会議」（北京会議）において、「北京宣言」及び各国がとるべき行動指針である「行動綱領」を採択しました。

さらに、平成27（2015）年の国連サミットにおいては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

(2) わが国の取り組み

日本国憲法は、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和を基本理念とし、第13条では個人の尊重をうたい、第14条では法の下での平等を保障しています。

国においては、男女共同参画会社の実現に向けて、昭和50（1975）年の国際婦人年を契機に国際社会における取組とも連動しながら、「男女雇用機会均等法」などの整備を進め、昭和60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を施行しました。また、同法に基づく国の基本計画として、平成12（2000）年に第1次、平成17（2005）年に第2次、平成22（2010）年に第3次、平成27（2015）年に第4次、令和2年（2020）年に第5次（予定）となる男女共同参画基本計画をそれぞれ策定するとともに、関連施策の推進が図られてきました。

また、平成27（2015）年に「女性活躍推進法」、平成30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。

(3) 岡山県の取り組み

本県においても、国際社会や国内の動きを背景に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。平成9（1997）年4月に、知事を本部長とし、全部局長で構成する岡山県男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制を整備しました。さらに、平成11（1999）年4月に、男女共同参画会社づくりを推進するための拠点施設として岡山県男女共同参画推進センター（以下「ウィズセンタ

一」という。)を開設しました。

平成13(2001)年3月には「岡山ウィズプラン21」を県の基本計画として策定し、同年10月に「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行、平成18(2006)年3月に第2次の基本計画となる「新おかやまウィズプラン」、平成23(2011)年3月に「第3次おかやまウィズプラン」、平成28(2016)年3月に「第4次おかやまウィズプラン」を策定し、県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、そして国・市町村と共に、男女共同参画会社の実現に取り組んできました。

(4) 奈義町の取り組み

奈義町では、従来から人権行政、人権教育については総務部門並びに教育委員会が担当していますが、女性行政をはじめとする男女共同参画施策等については、行政組織の改編等により所管課が移行するなどの状況から、男女共同参画社会基本法が施行されて以来、積極的な推進体制が整っていたとは言い難い状況でありましたが、国・県の取り組みと歩調を合せ「男女共同参画」を町政推進の大きな柱として位置づけ、地域の実情に応じた推進体制の確立と実行を図るため、平成21(2009)年「奈義町男女共同参画推進条例」を制定し基本理念を定め、計画的な取り組みの指針として平成23(2011)年「奈義町男女共同参画基本計画なぎういずぷらん」を策定しました。平成24(2012)年、「子育て応援宣言」を行い、子育て世代の経済的支援や保育園の定員の増、保育料の負担軽減を行うなど、女性の社会進出の後押しを含めた施策を展開し、平成26(2014)年の合計特殊出生率が2.81、令和元(2019)年は2.95となるなど、全国に奈義町の名を広めました。育児介護休業法や男女雇用機会均等法の改正、女性活躍法の制定など、新しい社会情勢に対応した男女共同参画社会を実現するための計画として令和3(2021)年3月「第3次奈義町男女共同参画基本計画なぎういずぷらん」を策定するものです。

なお、同計画の期間は5年間とし社会情勢の変化や計画目標の進捗状況に応じて随時見直しを行うものとします。

第3章 計画の体系

第1節 男女共同参画基本計画

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

1 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

- ① 情報収集・提供と調査の定期的な実施・研究
- ② 県・近隣市町村、関係団体等との総合的なネットワークの整備

2 幼児教育・学校・家庭・地域における男女平等教育・学習の推進

- ① 学校における男女平等教育の推進
- ② 地域や家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ① 行政、教育分野、民間企業における女性の参画促進
- ② 男女共同参画の視点をもった人材養成

4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

- ① 家庭生活における男女共同参画の促進
- ② 地域社会における男女共同参画の促進

5 国際交流・国際貢献の推進

- ① 国際交流・国際貢献の推進

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される社会の構築

6 男女間のあらゆる暴力の根絶

- ① 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進
- ② 被害者への相談・支援・救済体制の充実

7 生涯を通じた健康支援

- ① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発
- ② 生涯を通じた女性の健康支援

基本目標Ⅳ 多様な生き方を基礎とする活力あふれる地域社会づくり

8 家庭生活と社会生活への対等な参画支援

- ① 職業生活と家庭・地域生活の両立支援
- ② 多様なライフスタイルに対応した女性のチャレンジ支援
- ③ 高齢者等が暮らしやすい条件整備
- ④ ひとり親家庭等の自立支援

9 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進

10 女性のチャレンジ支援

- ① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実

11 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の確立

- ① 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進

12 パートナーシップ社会の構築

- ① 町民との協働による事業の一層の推進
- ② ボランティアやNPO法人との協働

第2節 DV対策基本計画

基本目標Ⅰ 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

1 啓発の推進

- ① 家庭、地域、企業等への啓発推進
- ② 学校における男女平等教育や人権教育の推進

基本目標Ⅱ 被害者の保護・自立に向けての支援

2 相談体制の充実と連携の強化

- ① 被害者を早期に発見するための環境づくり
- ② 早期発見・通報のための体制整備の推進

3 被害者の安全確保

- ① 迅速で安全な保護体制の充実

4 家族の保護と支援

- ① 子どもへの虐待防止と支援
- ② 高齢者への虐待防止と支援

5 被害者の自立支援

- ① 生活支援のための情報提供

基本目標Ⅲ 関係機関等との連携・協力の推進

6 推進体制の充実

- ① 関係機関との連携強化
- ② 被害者の情報管理の徹底

第3節 女性活躍推進計画

基本目標Ⅰ 女性の職業生活における活躍の推進

1 体制整備と意識改革

- ① 働く場の確保
- ② 働き方の改革

2 女性の活躍の意義

- ① 女性が能力を発揮できる職場づくり
- ② 男女間格差の是正

基本目標Ⅱ 計画の策定

3 一般事業主行動計画の策定

- ① 計画策定の方針
- ② 計画策定の周知

基本目標Ⅲ 女性が活躍する協働のまちづくりの推進

4 協働によるまちづくりの推進

- ① 各種計画への位置付け
- ② 女性リーダーの参画促進

第4章 計画の内容

第1節 男女共同参画基本計画

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

1 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

① 情報収集・提供と調査の定期的な実施・研究

私たちが普段の生活の中で無意識に受け入れている習慣やしきたりには、男女間の固定的な役割分担意識が含まれるものがあります。それらは個人の行動を制約する要素となり、自らが主体的に生きるための自由な選択や、能力発揮の阻害になっていることも少なくありません。

今もなお根強く残っているこれらの意識を幅広く調査して現状を把握し、それを基に男女共同参画に向けたこれからの社会のあり方を検討・研究していく必要があります。

また、県や近隣の関係機関団体の情報収集を行い、町民にも提供していく必要があります。

奈義町での男女共同参画に関する施策をより効果的に実施するために、定期的に施策の実施状況等を公表して、取り組みへの効果等を検証することも必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 図書館等でのウィズセンターの情報誌「with」を提供しています。
- ・ 各種委員会での女性登用を推進しています。
- ・ 調査内容及び行政分野における総合的な窓口等の検討を行っています。

【今後の取り組み】

- ・ 男女共同参画をめぐる状況や町民意識、慣行、固定的な性別役割分担を的確に把握し、調査・研究を推進します。また、これを町民に公表し各施策に反映させるよう努めます。
- ・ 男女共同参画事業を推進するために、関連する情報の収集・整備を行い、各種広報媒体を利用し幅広く情報提供を行います。
- ・ 様々な分野への女性登用の調査・分析を行い情報公開の推進を図ります。
- ・ 現状を把握するための基礎となる「環境づくり、人づくり、組織づくり」を強力に推進します。
- ・ 男女共同参画にかかる調査・研究機関・窓口の充実を図ります。

② 県・近隣市町村、関係団体等との総合的なネットワークの整備

男女共同参画に対する問題意識が町民・行政とも希薄であることから、調査・研究を行うために県・関係機関および近隣市町村の男女共同参画推進機関との連携強化を図っていく必要があります。

【現在の取り組み】

- ・ 近隣市町村における男女共同参画への取り組みについて調査しています。

【今後の取り組み】

- ・ 男女共同参画事業に関し、県・近隣市町村・関係機関と共同して研修会等を開催し、積極的に参加することに努めます。
- ・ 県などの他機関の情報収集のために、総合的なネットワーク化を図り、組織の整備・構築に努め、活動拠点づくりを行います。

2 幼児教育・学校・家庭・地域における男女平等教育・学習の推進

① 学校における男女平等教育の推進

子どものころから、一人ひとりの個性を大切にすることを育むためにも、学校における男女平等の意識づくりは重要であると考えます。学校教育においては、幼児期から発達段階に応じて男女平等の視点に立った教育を推進していかねばなりません。

そのためには、男女平等教育に関する奈義町の現状を把握するとともに、男女平等意識に基づいた適切な指導ができるよう、教職員の資質と指導力の向上に努め、教職員が男女共同参画について理解を深めていく必要があります。

【現在の取り組み】

- ・ 幼稚園、小・中学校とも男女混合名簿を導入しています。このことは「男子が先で、女子が後」という性別によって優先順位を決める習慣をなくすことにもつながっています。
- ・ 小・中学校での家庭科教育及び中学校で技術教育を推進しています。
- ・ 奈義町の教職員と学事課が連携して人権教育の推進を図っています。
- ・ 中学校での職場体験事業を実施しています。

【今後の取り組み】

- ・ 奈義町教職員研修会等における人権教育研修会（男女平等教育等）の充実を図ります。
- ・ 子どもが男女共同参画について学習する機会の拡充を図ります。
- ・ 生徒の個性に応じて、将来の夢や希望を育むきっかけとして、中学校で実施

されている職場体験事業を推進します。

- ・ 男女平等教育に関する指導資料の整備を行います。

② 地域や家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

家庭生活や地域社会にあるしきたりの中には、子どもの人格形成に大きな影響を与えるものもあります。男女共同参画の視点に立った考え方や意識を育むためには、家庭や地域において幼いころから男女平等意識を身につける教育をしていくことが必要です。性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を發揮できる男女の人権が尊重された社会づくりに向けて、奈義町においても男女共同参画について学習する環境を整備する必要があります。

【現在の取り組み】

- ・ 町では定期的に悩み事相談や、教育相談の窓口を設けています。
- ・ 年1回町全体での人権講演会を開催しています。

【今後の取り組み】

- ・ 子育て講座や各種講座などで、男女共同参画意識を高める学習機会の提供を図ります。
- ・ 地域や家庭における青少年や子育て等に関する悩みの相談、助言等を行う体制の充実を図り、またその周知に努めます。
- ・ 地域や職場において、人権学習の情報等の提供を行います。
- ・ 地域において、男女共同参画の意識啓発を行います。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

① 行政、教育分野、民間企業における女性の参画促進

社会を構成しているのは男性と女性であり、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野で共に責任を担うことが重要です。町における政策や、事業者における方針・立案においてもその決定に男女が共同して参画する機会が平等に与えられる必要があります。

また、教育現場は子ども達へのロールモデルを示す場であることから、男女平等が不可欠です。

女性の参画は徐々に進んではいますが、分野により明らかな差があることが現状であり、均等な機会の場を作ることが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 女性のスキルアップのための講演会等を実施しています。

【今後の取り組み】

- ・ 公募制の拡大や委員の構成の見直し等を実施します。
- ・ 事業者、各種団体に対し、講習会等を設け、男女共同参画への取り組みを広報し、支援します。
- ・ 労働条件や登用条件を工夫し、労働環境を整備します。

② 男女共同参画の視点をもった人材養成

男女共同参画社会の実現には、共同参画へ関心を持ち、理解することが男女共に不可欠です。

また、女性の参画を進めるためには、女性が方針決定の場などで力を発揮できるよう、女性自身が能力を高めたり、行動力を身に着けたりすることが必要です。

男女共同参画社会実現のためには、能力を身に着けた人材を育成し、指導者をつくることが欠かせません。

しかしながら、現状は、関心や理解を深める場、育成の場や機会は少なく、町、事業所、各種団体において人材養成を図り、働きかけることが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 男女共にさまざまな分野における能力向上のための研修の機会を設けています。

【今後の取り組み】

- ・ 事業所や各種団体に学習会等の実施を呼びかけます。
- ・ 事業所、各種団体に対し国、県、町が実施する研修会の情報を提供します。
- ・ 女性グループや個人などに対し、その活動を支援し、研修機会を設けるなど、人材の育成に努めます。

4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

① 家庭生活における男女共同参画の促進

女性の社会進出が進む中で、若い世代では比較的男性の家事参加は浸透しつつあります。しかし、家庭生活において男女がともに自立し、それぞれが責任を担うことは、世代や家庭状況を問わず、男女共同参画を進める基本となります。高齢化、家族形態の多様化が進む中で、自分の身の回りのことは自分で行い、家族で助け合えるように、家事・育児・介護などの知識を身につけることが重要ですが、男性の家事労働時間は少ないのが現状です。

【現在の取り組み】

- ・ 高齢者料理教室、男性料理教室等を開催しています。

【今後の取り組み】

- ・ 各分野での相談窓口を設け、家族同士がともに考えていく場を設けます。
- ・ 家族で参加できる教室や、会を設け、家族の団らんや、話し合うきっかけ作りを支援します。
- ・ 町の栄養士及び栄養委員の指導のもと、各地区のコミュニティ等で男性料理教室を行っていますが、今後も呼びかけを行います。
- ・ 例年高齢者料理教室を行っていますが、男性の参加が少ないため、今後も呼びかけを行います。
- ・ 地域サロンへの男性の参加の呼びかけを行います。

② 地域社会における男女共同参画の促進

核家族の進行、家族形態の多様化、仕事、結婚、子育て、介護に対する考え方の変化、地域社会の希薄化等に伴い、環境が変化しています。このため、家庭生活のひずみが社会全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。このことから、あらゆる面において、年齢や男女の性別にこだわらず一人の人間として自立し、安心して心豊かな生活が送れるよう個人や家族の努力だけでなく、地域全体で支援を行い、その環境を整えることが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 各地区で、男女がそれぞれの役割を担うそれぞれの自主防災組織を立ち上げ、防災マップ等を作成し、災害時の対応に備えています。

【今後の取り組み】

- ・ 緊急・災害時の連絡支援体制など、高齢者が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ・ ノーマライゼーションの視点で生活環境の整備に努めます。
- ・ 地域福祉に関する情報提供を行うとともに、各種福祉サービスの充実に努めます。

5 国際交流・国際貢献の推進

男女共同参画は、世界共通の課題として、国連を中心に各国が協調して女性の地位向上に努めています。

このため、国際的な理解を深め、国際交流を推進するとともに、「女子差別撤廃条約」をはじめとする男女共同参画に関連の深い各種条約や、世界女性会議における行動計画等、女性の地位向上のための国際規範や基準の普及と情報提供に努める必要があります。

また、町内の外国人登録者数は、2020年4月1日現在、22人であり、本町の人口の約0.38%を占めています。

こうした民族をはじめ文化や習慣の異なるさまざまな人が地域の一員として受け入れられ、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

このため、異文化を尊重する精神に立ち、相互理解と相互協力を視点に、外国人

も含め、だれもが住みやすい多文化共生のまちづくりに取り組む必要があります。
したがって、国際社会における女性問題や男女共同参画社会づくりへの取り組みの成果・経験を十分に活用し、本町における男女共同参画社会づくりを一層充実させていくとともに、地域社会における「平等・開発・平和」の実現のために国際社会の一員として貢献することが求められます。

【現在の取り組み】

- ・ 幼稚園・小学校・中学校にALT（外国語指導助手）をおき、学習の機会を設けています。
- ・ 町職員として国際交流員を配置し、国際交流に努めています。

【今後の取り組み】

- ・ ALT（外国語指導助手）の受け入れを続け、国際理解のための学習機会を提供します。
- ・ 男女共同参画に関する国際規範・基準や国際的動向について、情報の収集及び提供に努めます。
- ・ 国際貢献を目指すボランティアの養成に努めます。

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される社会の構築

6 男女間のあらゆる暴力の根絶

① 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進

配偶者等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス）、また職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するために克服すべき重要な課題です。このような被害が女性に偏っている背景には、固定的な性別役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題があります。

また、農村部特有の世間体へのこだわり、男尊女卑の社会通念、加害意識と被害意識の希薄性などから、潜在化しているケースもあると考えられます。

そのためにも町民一人ひとりが人権について正しく認識し、家族や地域社会、学校、職場等、社会のあらゆる場において、女性に対する暴力を容認しない環境づくりに取り組むことが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 広報紙、冊子等で人権についての正しい認識について啓発を実施しています。

【今後の取り組み】

- ・ 広報紙・啓発冊子等による、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント防止の周知及び啓発を推進します。

- ・ 声かけ、見守りができる地域づくりのため、関係機関や地域住民による見守りネットワークシステムの構築を図ります
- ・ 早期発見、早期対応の情報体制づくりを推進します。

② 被害者への相談・支援・救済体制の充実

女性に対する暴力を根絶するためには、男女が互いにその人権を尊重し、その能力と個性を十分に発揮できる社会の実現とあわせて、被害者への相談・支援・救済体制の確立が欠かせません。

ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントは顕在化しやすい特性から、被害者が相談しやすい身近な相談・支援機関を充実させる必要があります。近年では、こうした暴力が高齢者虐待や児童虐待へ派生するケースや、若年層で被害が出やすい交際相手から受けるデートDVなど、被害の状況が多様化しています。

また、被害者は複数の課題を同時に抱えることが多く、一つの機関だけで対応することは困難です。幅広い分野にわたる関係機関等が認識の共有や情報の交換を行い、さまざまな形で互いに連携していくことが求められています。

【現在の取り組み】

- ・ 民生委員、地域包括支援センター、保健師等で相談・支援を受付けています。

【今後の取り組み】

- ・ 被害者とその家族の人権を守るため、通報、相談、保護、自立支援等体制の確立を図ります。
- ・ 相談窓口や専門機関の周知を広報により推進します。
- ・ 各機関との連携を強化し、斡旋等を迅速に実施します。

7 生涯を通じた健康支援

① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発

男女がそれぞれの身体の特徴を理解しあい、お互いに思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての基盤となります。

男女の力関係が平等でないこと、女性の健康を守るニーズに関する男女間のコミュニケーション不足や理解の差が障害となって、女性の健康が脅かされていることが指摘されています。

近年、低年齢層の女性に妊娠や中絶、性感染症などの問題が増えています。思春期における性の問題行動は、生涯にわたる健康障害をもたらしたり、次世代への影響を及ぼしかねません。女性が自らの心身について自分の意志で考え、行動することにより、健康を享受できるようにする必要があります。

また、学校教育においても、性に対する正しい知識と生命の大切さに重点を置いた教育を実施して、性と生殖に関する学習機会の充実を図らなければなりません。

【現在の取り組み】

- ・ 妊娠初期から保健師による健康支援・指導を実施しています。

- ・ 小中学校において、性教育を実施しています。
- ・ 子宮頸がんワクチン等予防接種の助成を実施しています。

【今後の取り組み】

- ・ 女性が主体的に妊娠・出産等に関して適切に自己管理を行うことができるように正しい情報を提供します。
- ・ 妊婦及び胎児の健康保持のため、妊婦の健康診査を促し、妊産婦や乳幼児、世帯への訪問指導及び健康・育児教室の充実を図ります。
- ・ 広報や啓発冊子の配布を行い、エイズや性感染症に対する正しい知識の普及に努めます。
- ・ 小中学校において、発達段階に応じた性・命に関わる学習の充実を図ります。

② 生涯を通じた女性の健康支援

日々の生活を生き生きと暮らし、豊かな人生を過ごすためには、病気や障害がないことが望まれます。しかし、複雑な社会生活や加齢等による病気の要因を取り除くことは個人や家族の努力だけでは困難です。

女性は妊娠や出産、更年期障害といったライフサイクルを通じて、健康上の問題に直面することが考えられます。乳がんや骨粗しょう症等の女性に特有な疾病を含めた生涯にわたる心身の健康に対して啓発を推進するとともに、病気の早期発見や治療、生活習慣を改善するため検診の受診率の向上を促進します。また、将来の健康に影響を与える食生活の乱れや拒食・過食等の予防を図るため、望ましい食生活に関する知識の普及や相談を行う必要があります。

健康に関する悩みや問題は、年齢や就労状況、家庭環境等により多岐にわたることが考えられます。個人のライフサイクルに合った情報入手と健康管理を行うためには、健康指導・相談体制づくりを推進する必要があります。

【現在の取り組み】

- ・ 乳幼児健診、レディース検診等、各種検診を実施しています。
- ・ 料理教室及び食育を実施しています。
- ・ 介護予防教室等において、高齢者の健康指導、口腔指導等を行っています。

【今後の取り組み】

- ・ 検診の受診や疾病に関する正しい知識についての啓発を行い、各種検診の受診率の向上を図るとともに、個別予防接種を推進します。
- ・ 飲酒、喫煙等が健康に及ぼす影響や食生活についての知識の普及を行います。
- ・ 未熟児、障害のある子ども、不妊に悩む女性等に対する相談体制を充実させ、各種支援を図ります。
- ・ 保健・医療・福祉・教育の連携を強化します。

基本目標Ⅳ 多様な生き方を基礎とする活力あふれる地域社会づくり

8 家庭生活と社会生活への対等な参画支援

① 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

少子・高齢化が進展する中、男女が共に社会のあらゆる活動に参画し、社会を支え合っていく必要があります。しかし、固定的な性別役割分担意識により、男性は仕事に、女性は家事、育児、介護等の家庭生活に活動が偏っており、夫婦共同で活動することが理想としながらも、現状では、妻である女性に対しての負担が大きくなっています。近年女性の就労が進み、結婚後も働きながら子育てを行うことが多くなりましたが、共働きと共働きでない女性をみると、役割分担の現状にあまり大きな違いはありません。家庭生活における男女共同参画を進めるためには、男性が家事や育児、介護等へ参画しやすい環境づくりの充実とともに、男女で家庭責任を共有していく意識を育てることが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 冊子等で男女の役割意識の改革について啓発を実施しています。

【今後の取り組み】

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消、職場優先の組織風土や働き方の見直しを推進するための意識啓発を実施します。
- ・ 男性における「男女共同参画」への意識改革を図ります。
- ・ 男性の家事参加や育児参加を促す講座を開催するなど広報・啓発活動を実施し、地域活動及び家庭生活への男性の参画を促進します。

② 多様なライフスタイルに対応した女性のチャレンジ支援

出産後も働きつづけることを希望する女性が増加する一方で、核家族化も進み、一人で子育てに携わらなければならない女性の身体的・精神的負担は大きなものとなっています。仕事中心になりがちな意識や生活を見直し、男女が協力し合い、それぞれの特性や個性を活かしてともに子育てを担っていくことが求められます。

また、女性の就職活動（就活）が男性よりも厳しい環境にあるにもかかわらず、近年の女性の社会進出や結婚に対する価値観の変化などから未婚率が上昇し、結婚適齢期である20代での結婚活動（婚活）への思いが希薄になり、現在では、仕事での能力を身につけた30～40歳代の働く女性を中心に婚活が積極的なものになっています。

こうした中、男女が安心して子育てができ、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、社会全体で子育てを支える環境の整備が必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 子育て支援施設で子育て専門員やボランティアが子育て親子の精神的な支

となるよう活動しています。

- ・ 男女が協力して、子育ての責任を担えるよう学習に取り組んでいます。
- ・ 子育て親子の相談や子育てアドバイス、仲間づくりの場、情報交換の場を提供しています。
- ・ 保育園、放課後保育、放課後児童クラブを設置し、子育て環境を整えています。
- ・ 不妊治療の女性、妊婦検診の無料券交付の拡充及び、出産祝い金等の支給を行い、子育て親子の経済的支援等関連施策の充実に取り組んでいます。
- ・ 共働きの家庭等の保育負担の軽減のため、従来の保育園乳児保育に加え、土曜保育及び、一時的な保育の希望者に一時保育を実施しています。

【今後の取り組み】

- ・ 男女が協力して、子育ての責任を担えるよう学習機会の充実に努めます。
- ・ 子育ての負担や孤独感を軽減するために、相談やアドバイス、仲間づくりの場、情報交換の場のさらなる充実に努めます。

③ 高齢者等が暮らしやすい条件整備

本町の高齢化率は令和2年4月現在27,4%(70歳以上)、地区によっては40%を超えているところもあり、一人暮らしや高齢者のみといった家庭も増加しています。また、障害者の状況も人数の増加、重度化、高齢化等の傾向が見られ、その生活を支えているのは高齢化など様々な困難を抱える家族に頼る傾向にあります。高齢者や障害者が地域で安心していきいきと暮らしていくためには保健、医療、福祉サービスの充実とともに、地域の理解や助け合いの心を育てていくことが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 地域包括支援センター、障害者自立支援協議会を中心に、本人および家族の相談に応じています。
- ・ 筋力低下を防止するため、健康運動指導士による水中歩行教室や健康教室を開催し、高齢者の介護予防や障害者のリハビリ等に努めています。
- ・ 介護者が一人で悩むことのないよう、介護者の教室を開き、ともに悩みを相談したり、方向性を探るなど介護者の精神的な負担軽減に努めています。

【今後の取り組み】

- ・ 地域包括支援センター、障害者自立支援協議会を中心に、本人および家族の相談に応じ、支援体制の充実に努めます。
- ・ 地区の住民、民生委員、愛育委員等が一体となり、緊急時の対応、声かけ等、社会全体で高齢者や障害者を支えるための地域見守りネットワークの構築に取り組みます。
- ・ 高齢者、障害者の方々が様々な教室やイベントへ参加しやすいようボランティアの参加や設備を整えます。
- ・ 障害者福祉及び介護保険の制度の周知に努めます。

④ ひとり親家庭等の自立支援

核家族化や離婚の増加等によりひとり親家庭なども増え、家庭での子育て力が低下し、育児不安などさまざまな問題が顕在化しています。特にひとり親家庭では、子育てや家事、生計の担い手の役割をひとりで担っているため、日常生活でさまざまな困難や悩みを抱え、経済的不安も伴い心身ともに負担が大きくなる傾向にあります。

ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立支援に重点を置き、総合的な対策を実施していくことが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ ひとり親家庭等自立支援に向けた相談等に応じています。

【今後の取り組み】

- ・ ひとり親家庭等の自立に必要な、職業能力の向上及び就業についての情報提供や相談、指導等の支援をさらに充実するよう努めます。

9 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進

男女雇用機会均等法の改正により、女性の雇用分野で差別等が禁止されるなど法律や制度の整備が行われましたが、依然として、男女の役割分担意識や社会の慣習などにより、昇進時などに男女の不平等などが見受けられます。

また、改正育児・介護休業法が平成24年7月1日から全面施行され、男性の育児等への参加や女性の社会進出の推進など男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方を実現していくものとなりました。出産後も働き続ける女性が増加していますが、結婚、出産等で一時的に就業が中断し再就職等職場復帰の際には、いろいろな困難が伴うこともあります。働きながら安心して子どもを産み育てる環境を整備することが職場での重要な課題となっています。

【現在の取り組み】

- ・ 男女共同参画の啓発及びまちづくりの推進を図っています。

【今後の取り組み】

- ・ 男女平等を確保するため、「男女雇用機会均等法」の適正な運用の普及促進に努めます。
- ・ 関係機関と連携し、セミナーの開催や啓発資料の作成配布等を図ります。
- ・ 男性が育児等に参加しやすい環境づくりを推進します。

10 女性のチャレンジ支援

① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実

女性が就業継続を希望しても、子育て等により、いったん就業の中断をせざるを得ない場合などが見受けられます。今後少子高齢化が進む中で、働く女性が能力を発揮し、仕事と家庭生活を両立し、生涯を通じて充実した職業生活を送れるようにすることが大きな課題となっています。女性の積極的な参画の推進には、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、様々な分野への女性のチャレンジを支援していかなくてはなりません。

【現在の取り組み】

- ・ 冊子等で様々な分野での女性の活躍などを掲載し、啓発を行っています。
- ・ 一人ひとりの希望に沿った働き方（時間や場所）を可能とするしごとコンビニ事業を実施しています。

【今後の取り組み】

- ・ 性別にかかわらず、能力を発揮する機会の確保に努めます。
- ・ 雇用慣行、意識改革の促進を図ります。

11 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の確立

① 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の推進

農業や商工業等に従事している女性は、生産や経営、特に加工、販売では実質的な担い手として重要な役割を果たしているにもかかわらず、経営や事業運営の決定等は男性中心に行われることが多いなど、女性の果たす役割が十分認識、評価されていないのが現状です。また、農業や自営の商工業は家族経営が多く、生活と経営が密接につながっていることから、労働時間等が不明確となりがちです。このことから、近年では就業条件や役割分担、収益配分などに関する取決めを行う家族経営協定を締結する動きが見られ、本町での家族経営協定締結数は、現在6（協定ありそれぞれが対等の立場で自立して経営体づくりとその運営に参画しています）。

今後これらに携わる農村女性が積極的に経営や運営に参画していくためには、労働環境の整備や女性の労働に対する適正な評価により、社会的、経済的地位の向上を図ることが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 家族経営協定の普及促進により女性の経営参加を図っています。

【今後の取り組み】

- ・ 家族経営協定等の普及促進、女性の経済的地位と能力の向上を推進します。
- ・ 町農産物直売所などへの農産物や加工品の出荷、六次産業化への取り組みなど

を推進します。

1 2 パートナーシップ社会の構築

① 町民との協働による事業の一層の推進

行政と地域・住民が一体となり、男女がお互いの人権を尊重し、対等な立場でパートナーとして協力・協働し合い、あらゆる事業に自分の意志で参画することができる共同参画社会の実現が大きな課題となっています。男性と女性、町民と行政のパートナーシップを基本に、町民等との一層の協働により防犯・防災・交通・地区行事・イベント等地域活動の推進及び地域ごとの組織・事業づくりを協働し支援することが必要です。

地域の特性と創造性を生かした奈義町をつくるためには、住民が主体となり行政と協働した活動が求められています。こうした活動や地域の防災や防犯、環境問題など生活に密着した課題の解決には、男女がともに積極的に参画していくことが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 各種の地域活動へ男女がともに積極的に参画できるよう啓発を行っています。

【今後の取り組み】

- ・ まちづくり活動や防災・救助活動等の地域事業のさまざまな活動に、男女が積極的に参加できるよう意識向上を図り、その為の情報提供・啓発に努めます。

② ボランティアやNPO法人との協働

行政とボランティア、NPO法人との協働を図るには、それぞれが相互の存在意義を認識し、対等な立場で目的実現に向けサービスの供給活動を行わなければなりません。そのためには、自立したボランティアや専門的なNPO法人設立に向けた啓発活動、説明会等を実施し設立支援をするなど、様々な活動に男女がともに積極的に参加できるよう町民ニーズに対応できる体制の整備が重要課題となります。

男女共同参画に向けた取り組みを、効果的かつ的確に実現するため、町の推進体制や男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点の機能を充実させるためにも、ボランティア組織等との連携・協働を推進することが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ ボランティアグループとの連携の推進、行政との協働を図るため年1回交流イベントを開催しています。

【今後の取り組み】

- ・ 地域における男女共同参画意識の向上が図られるよう、コーディネート等の支援、活動しやすい環境や体制を整備し、自主的、積極的に取り組むボランティア団体等の育成・支援に努め、NPO法人化（例、子育て支援、子ども安全見守り等）に向けた取り組みに努めます。
- ・ 地域内の有識者によるボランティア活動としての学校における特別授業等のボランティア活動を男女の積極的な活用を推進し、チャイルド支援等のスポンサーの募集等の情報提供・啓発に努めます。

第2節 DV対策基本計画

基本目標Ⅰ 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

1 啓発の推進

① 家庭、地域、企業等への啓発の推進

DVは、被害者本人からの訴えが基本であることや外部から発見が困難な家庭内で行われることが多いため、社会的にも個人や家庭の問題として矮小化される傾向があり、被害の多くが潜在化している可能性があります。

また、近年、配偶者間のみならず、交際相手からの暴力の実態も明らかになってきましたが、一般的に十分理解されているとは言えません。男女が互いに人権を尊重し合い、対等な関係が築ける環境づくりを推進し、性別によって起こる様々な暴力の根絶に向けた取り組みや互いの性を尊重する意識の啓発に努めています。

【現在の取り組み】

- ・ 相談窓口の確保と相談窓口の広報
- ・ DVへの理解、予防に関するポスター掲示とパンフレットの配布等による情報の提供

【今後の取り組み】

- ・ 広報紙、ホームページなどあらゆる手段を使って、DVへの理解、予防等の取り組みを推進します。
- ・ 職場等でDV研修に取り組んでもらうよう、教材や学習方法について情報提供を行います。
- ・ 関係団体と連携、協力して、DVに関する講座やセミナー等を開催し、広く町民への啓発を進め、DVへの理解と予防の取り組みを進めます。

② 学校における男女平等教育や人権教育の推進

人権意識の醸成を図るため、学校教育や保育の場などで、命の大切さ、他人を思いやる心を養う教育を進めることが大切であり、発達段階に応じて、人権尊重を基盤とした男女平等、男女共同参画に関する教育、啓発を推進します。

【現在の取り組み】

- ・ 思春期ふれあい体験等を通じて、命の大切さ、他人を思いやる心を養う事業を実施
ちいちゃい命ふれあい体験：小学生5・6年希望者対象 年1回
思春期ふれあい体験：中学2年生対象 年1回

【今後の取り組み】

- ・ 学校関係者及び若年層等への教育・啓発を行います。
- ・ 教育関係者等に対して、DV・デートDV についての正しい知識や対応について研修会等を実施し、DV 等の防止啓発を推進します

基本目標Ⅱ 被害者の保護・自立に向けての支援

2 相談体制の充実と連携の強化

① 被害者を早期に発見するための環境づくり

DV 防止法では、「配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。）を受けている者を発見した者は、その旨を警察官等に通報するよう努めなければならない。」とされています。DVは、被害者の身体だけでなく、その精神にも大きな危害を与え、時には生命も脅かす犯罪となる行為に至ることもあり、早期発見が大変重要です。そのため、DV 被害者を発見しやすい立場にある医療関係者、職務を通じて虐待やDV を発見しやすい立場にある福祉・保健関係者、子どもと接する機会の多い教育関係者などに対し、DV に関する情報提供や研修等を継続的に実施する必要があります。

【現在の取り組み】

- ・ 医療関係者、福祉・保健関係者、教育関係者等 多職種との連携を図り、早期発見に努めている。

【今後の取り組み】

- ・ 通報や相談窓口のさらなる周知を図ります。
- ・ 民生委員、児童委員等地域の支援者に対する周知を図ります。
- ・ 医療関係者、福祉・保健関係者、教育関係者等へのさらなる周知を図ります。

② 早期発見・通報のための体制整備の推進

本町は、こども・長寿課に保健師等を配置して、DVの相談支援及び児童虐待やさまざまな家庭内の問題への対応にあたります。実際の相談件数は少ないですが、DV 被害者が、安心して適切な相談を受けられる体制を整備し、その相談窓口を広く周知することが重要です。相談員等は、DV の特性に対する認識を深め、適切な対応が求められます。

【現在の取り組み】

- ・ 相談窓口の設置

【今後の取り組み】

- ・ 相談員を対象とした県等の研修会に参加し、相談員のスキルアップを図ります。
- ・ 相談体制の整備を行います。
- ・ 被害者の意志を尊重した相談・支援が行えるよう関係機関との連携を行います。
- ・ 相談窓口の周知・広報紙、ホームページ、多機能情報端末などによる相談窓口の周知を行います。
- ・ 窓口担当者以外の職員にもDVに対する正しい理解を深めます。
- ・ 津山圏域定住自立圏での配偶者暴力相談支援センター広域実施に努めます。

3 被害者の安全確保

① 迅速で安全な保護体制の充実

被害者の安全確保については、地域の社会資源を活用した避難場所の提供や、同行支援の実施などにより、被害者及びその子ども等の緊急時における安全確保を迅速かつ適切に図ることが必要です。DV被害者の中には、命の危険を感じるほどの暴力を受けている場合があり、逼迫した状況で保護を求めてくる場合もあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。このように、加害者から新たな危害を加えられる恐れが高い場合は、警察と連携を図って、被害者の保護を図る必要があります。

【現在の取り組み】

- ・ 被害者を安全に保護する環境を整備するため、警察、児童相談所等との連携

【今後の取り組み】

- ・ 被害者の安全を確保するため、警察、県をはじめ、必要に応じて他市町村との連携に努めます。
- ・ 被害者のみならず、被害者が同伴する子どもの適切な保護と援助に努めます。

4 家族の保護と支援

① 子どもへの虐待防止と支援

DVは子どもに対する心理的虐待である一方、直接暴力を受けている場合もあります。また、別居や離婚、一時保護施設での生活、転居や転校などによる環境の変化が大きな心の傷になることもあります。子どもへの精神的・物理的負担が出来る限り軽減されるよう、保育・教育機関等との連携を密にして支援を行います。

【現在の取り組み】

- ・ 児童相談所や学校、幼稚園、保育園などと連携
- ・ 要保護児童地域対策協議会や要保護児童地域対策協議会実務者会議での情報

情報共有

【今後の取り組み】

- ・ 経済的基盤が弱い家庭が多いため、幼児が安心して保育を受けることができるように、また、子どもが安心して教育を受けることができるように経済的支援についての相談に適切に対応していきます。

② 高齢者への虐待防止と支援

DV 被害者が、介護等が必要な高齢者を同伴している場合、成年後見制度等を活用し、高齢者への適切な支援と権利擁護に努めます。

【現在の取り組み】

- ・ こども・長寿課、地域包括支援センターなどと連携し、安全保護を行う。

【今後の取り組み】

- ・ こども・長寿課、地域包括支援センターなどはDV相談窓口の紹介、支援情報の提供を図ります。

5 被害者の自立支援

① 生活支援のための情報提供

DV 被害者の自立支援については、被害者のおかれた状況を理解し、生活の支援、就業の支援、住宅確保の支援など関係各課が相互に連携した支援が必要です。また、子ども、高齢者、障害者、外国人など、それぞれに必要な支援について配慮するとともに、被害者の心理的ケアの充実を図ることが必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 自立支援策を総合的に支援するため、ケース会議の実施
- ・ 被害者の個々の状況に応じ、必要など経済的支援などの制度内容や手続きをわかりやすく説明

【今後の取り組み】

- ・ 被害者の自立に向けて切れ目のないよう支援するため、ケース会議の実施を行います。
- ・ 継続してサービス利用できるよう被害者の状況、事情に配慮し、不都合、不利益を被ることがないように対応します。
- ・ 医療保険、年金、司法手続き等に関する情報提供や手続き支援を行います。
- ・ 具体的な就業支援のため、ハローワークとの連携を促進します。
- ・ 必要に応じて、警察署、ハローワーク、年金事務所、裁判所等の公的機関等への同行支援を行います。
- ・ 子どもの就学・保育に関する支援に取り組みます。
- ・ DV被害者の住宅の確保について、被害者の経済的事情や加害者からの追跡

の危険がない等の一定の条件の下、町営住宅や民間賃貸住宅への入居支援を行います。

基本目標Ⅲ 関係機関等との連携・協力の推進

6 推進体制の充実

① 関係機関との連携強化

DV は、家庭内で起こるため表面化しにくく、被害が潜在化・深刻化する傾向が強いと言われています。町民一人ひとりが、DV について正しい認識を持つことはもとより、被害者支援を担う関係者がより深く理解し、いかなる暴力も許さないという意識と適切な相談・支援を実施するための自己研鑽を行う必要があります。DV の社会的な認知は広まってきていますが、被害者への相談・支援体制はまだ十分とはいえない状況です。DV 防止と被害者からの相談や支援などの充実のためには、町職員の資質向上と庁舎内の体制整備及び県等関係機関との密接な連携が必要不可欠です。

【現在の取り組み】

- ・ 県と連携しながら、広報、啓発活動や被害者支援を行う。

【今後の取り組み】

- ・ 医療機関等に対し、情報提供の方法や支援機関との連携方法等について協議を行います。
- ・ 高齢者虐待やDV を発見しやすい立場にあるケアマネジャー、ホームヘルパー等に対して、DV に関する啓発や通報窓口等の情報を提供します。
- ・ 児童虐待などを発見しやすい立場にある保育園関係者等に対して、DV に関する啓発や通報窓口等の情報を提供します。
- ・ 民生委員・児童委員協議会などで、DV に関する通報窓口等の情報提供を行うとともに、研修会の実施等に努めます。

② 被害者の情報管理の徹底

各課で保管管理する情報については適切な管理を徹底し、加害者からの追跡の危険性がある場合には保護体制を構築します。

【現在の取り組み】

- ・ 関係課が相互に連携し、相談体制の強化や被害者支援の情報管理の徹底を行う。

【今後の取り組み】

- ・ DV 被害者の申出により、住民基本台帳の閲覧等の制限を適切に実施するとともに、その趣旨と制度について、関係課職員に周知徹底します。
- ・ 被害者の個人情報保護のため、関係機関への迅速な情報提供を行います。また、他市町村との連絡においても、個人情報の管理を徹底します。
- ・ 被害者の子どもの転出先などの情報について、学校関係者等に守秘義務の徹底を図ります。

第3節 女性活躍推進計画

基本目標 I 女性の職業生活における活躍の推進

1 体制整備と意識改革

① 働く場の確保

働く場の男女平等については、男女雇用機会均等法の改正などの制度的な整備が進んでいるにも関わらず、採用・昇進・賃金等実態的な面においては、男女格差が完全にはないとは言えません。事業主は、積極的改善措置（ポジティブアクション）を含めた女性活躍の推進について働きかけを行うとともに、働く場において女性が能力を十分に発揮できる場の確保が必要です。

【現在の取り組み】

- ・ 女性活躍法の制定の広報

【今後の取り組み】

- ・ 募集要項などへ管理職等への登用など、女性も能力が発揮でき魅力ある職場であることを明記することなどを推進する。

② 働き方の改革

育児・介護休業法の改正により、短時間労働の導入や男性が育児等を行うための休業取得など、法的な環境整備も整えられています。しかし、根強く残る慣習などにより有効に利用できていないのが実態です。職場全体での制度への理解と雰囲気作りが今後の課題であり、先進的な事例などを参考に「時代の流れ」といった感覚での気運を高め、事業主と雇用者双方がこれからの時代の職場での働き方について、職場全体での意識改革が必要となります。

【現在の取り組み】

- ・ 男性への育児参加への啓発
- ・ 改正育児・介護休業法の施行の啓発

【今後の取り組み】

- ・ 企業全体での男性への育児参加と休暇取得の雰囲気づくりの推進をします。
- ・ 子育て世代の女性職員の積極的な採用の推進をします。
- ・ 公共施設等の整備を検討します。

2 女性の活躍の意義

③ 女性が能力を発揮できる職場づくり

経済社会のグローバル化のなかで、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくりは、多様な社会のニーズに応じて迅速かつ柔軟に対応するためにも重要な戦略です。

【現在の取り組み】

- ・ 男女共同参画強調月間の広報

【今後の取り組み】

- ・ 管理的立場への女性の積極的起用を推進します。

④ 男女間格差の是正

家事や育児は女性が担うものとされ、補助的な仕事を担当したり、子育てが一段落してから「パート」で働く労働力とされてきました。女性は出産・子育てを期に働き方を変えるという風潮が一般的となっていました。

近年では、男女差別をめぐる裁判も起こされ、賃金、昇格、定年などにおける男女差別を認め、損害賠償を命ずる判決が出されています。社会の一員として、少子高齢化などに対応し、活力ある社会を実現するためには、多様な価値観をもった男女が格差なく生き生きと働くことができる環境づくりと女性の能力発揮を進めることが求められています。

【現在の取り組み】

- ・ 男女平等を基軸とした施策の推進

【今後の取り組み】

- ・ 採用時の均衡の確保、定員管理の徹底を推進します。
- ・ 女性の積極的雇用を推進します。

基本目標Ⅱ 計画の策定

3 一般事業主行動計画の策定

① 計画策定の方針

平成28年4月1日から、企業全体で301人以上を雇用する事業主は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が義務となり、300人以下の事業主は努力義務となっています。女性が職業生活の中で希望に満ち、持っている能力を十分に発揮し、活躍できる環境整備を推進するためにも、計画策定の周知を行い、計画策定企業をブランド化し、計画策定の推進を行います。

【現在の取り組み】

- ・ 女性活躍法の制定の周知

【今後の取り組み】

- ・ 計画策定の必要性の周知を図ります。

② 計画策定の周知

広報紙やホームページなどの情報媒体の活用、関係機関や団体等への協力を得ながら、計画策定等の必要性やその内容等をまとめたチラシなどの配布、優良事例などを紹介して周知に努めます。

【現在の取り組み】

- ・ 計画策定の周知

【今後の取り組み】

- ・ 対象企業向けへの情報提供、策定支援を行います。

基本目標Ⅲ 女性が活躍する協働のまちづくりの推進

4 協働によるまちづくりの推進

① 各種計画への位置付け

女性活躍法の施行により、女性の活躍に向けた動きはますます加速しています。まちづくりにおけるあらゆる分野での女性の活躍推進に向けて一層の理解を深め、行政と町民が一体となってパートナーシップを構築し、取組を拡大していくため、各種計画などへ女性の活躍に関することについて盛り込むことを推進します。

【現在の取り組み】

- ・ 各種事業等への女性の参画の呼びかけ

【今後の取り組み】

- ・ 各種計画の新規策定、更新時に女性の活躍に関することを盛り込みます。

② 女性リーダーの参画促進

リーダーの多くは男性であり、女性の視点が欠落しがちである傾向は今も昔もあまり変わりません。しかし、地域振興や観光、消防防災といったまちづくり施策には、女性の視点を活かしたものがもはや必要不可欠となっています。自分の住む地域の日常生活の場に密着して必要となる男女双方のリーダーの養成の在り方を考え、女性リーダーがキラリと輝くまちづくりを推進していきます。

【現在の取り組み】

- ・ 各種委員等への女性の積極的起用

【今後の取り組み】

- ・ 地域活動での女性の参画を促進します。